

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	環境確保条例（東京都）に関わる報告書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>環境確保条例に関する届出申請にあたっては、改正省エネ法での事業者（企業）単位での報告とは異なり、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要がある。</p> <p>条例改正後の平成 22 年度の新制度では、「特定温暖化対策事業所」については削減が義務化され、自所削減だけでは削減義務率が達成できない場合、他所とのクレジット取引等で達成しなければならない。</p> <p>また、特定のテナント事業者に該当する場合は「特定テナント等地球温暖化計画書」を併せて提出することも求められており、いずれも書面で報告せねばならず、事業者・事業所の負担が増している。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都条例施行規則第 34 号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	省エネ法に基づく届出申請、環境確保条例に関する届出申請、クレジット取引など、各種届出及びクレジット取引に関する電子化（インターネットの活用）が実現されれば、事業者（企業）の事務負担の大幅な軽減や、金額等の誤記載防止等の効果が見込まれる。